

学校法人 三島学園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

監 査 報 告 書

私たちは、学校法人三島学園（以下、「学園」といいます）の監事として、私立学校法第37条第3項第1号乃至第3号に基づき学園の令和5年度（令和5年4月1日から同6年3月31日まで）の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、その方法及び結果について同法第37条第3項第4号に基づき、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1 監査の方法及びその状況

私たちは、理事、評議員及び教職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに理事会、評議員会、学内理事会、その他重要な会議に出席し、理事及び教職員等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方に基づき、上記年度に係る事業報告書及び付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い当該年度にかかる財産目録、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）及びその付属明細書を監査いたしました。

2 監査の結果

(1) 業務並びに理事の業務執行状況の監査結果

- ① 事業報告書は法令及び寄付行為に従い、学園の状況を正しく示しているものと認めました。
- ② 理事の業務に関する決定及び執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する事実は認められませんでした。

(2) 財産目録及び計算書類の監査結果

財産目録及び計算書類は、会計帳簿の記載と合致し、学園の財産及び収支の状況を適正、正確に表示していることを認めました。

令和6年5月22日

学校法人 三島学園

監事 三島 卓郎



同 光井

